

3 継続利用要介護者がサービス・活動を利用する際の留意事項

- 継続利用要介護者に対してサービス・活動事業を実施する際は、省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 3 号の 2 の規定に基づき、継続利用要介護者の心身の状況を踏まえた適切な支援を行う観点から、市町村及び当該事業の実施者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び地域ケア会議との密接な連携を図る必要があること及びサービス・活動事業の実施時に継続利用要介護者に病状の急変が生じた場合等における必要な措置を講じるための実施方法をあらかじめ定めておく必要がある。
- 継続利用要介護者が安心して継続利用要介護者対象サービス・活動を利用するためには、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、生活支援コーディネーター、継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者が連携を図りながら、必要な取組を進めて行くことが重要である。
- このため、継続利用要介護者対象サービス・活動を実施しているボランティア団体等の取組事例を踏まえ、サービス・活動の実施に向けての準備、適切なケアマネジメントの実施、状態変化等への対応など、継続利用要介護者がサービス・活動を利用する際の留意事項について、以下の（１）から（４）のとおり整理する。
- とりわけ、介護支援専門員等においては、継続利用要介護者に対し、介護給付を受けながら、引き続き継続利用要介護者対象サービス・活動を利用できる旨を説明するなど、必ず対応いただきたい内容について【注】を付記しているが、その他についても対応いただくことが望ましい内容である。
- なお、継続利用要介護者が継続利用要介護者対象サービス・活動を利用する場合には要介護者に対してケアマネジメントが行われるため、居宅サービス計画を作成する介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）等を踏まえ、適切に関係者の専門的な見地からの意見も踏まえることが重要である。
- また、継続利用要介護者のサービス・活動の利用の状況等については、国において定期的に把握し、公表することとする。

（１） サービス・活動の実施に向けての準備

- 市町村は、継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者に対して、必要な研修の機会を提供するなど、要介護者が安心してサービス・活動を継続するための環境づくりを行う。
(例) 認知症サポーター養成研修やボランティア養成講座の開催 等
- 市町村や生活支援コーディネーターは、介護支援専門員等が継続利用要介護者対象サービス・活動の活動情報を把握できるよう、説明会や広報等の普及啓発を行う。介護支援専門員等も、必要な活動情報の収集に努める。
- 市町村や地域包括支援センターは、緊急時や状態変化時、長期欠席など利用状況の変化時の対応について、フローチャートやマニュアル等を作成し、継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者に周知する。【注】
- 市町村は、市町村及び継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者が居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び地域ケア会議との密接な連携を図る必要があることについて、継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者に周知す

る。【注】

- 継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者は、フローチャート等を参照しながら、要介護者ごとに緊急時等の連絡・相談先（※）を整理する。介護支援専門員等は、担当する要介護者に係る相談先等が整理されていることを確認する。【注】

（※）家族、介護支援専門員、地域包括支援センター 等

- 継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者は、要介護者への支援方法に不安がある場合の対応等について、事前に介護支援専門員等や地域包括支援センター等に相談する。

（2） ケアマネジメントの実施

- 介護支援専門員等は、担当する要介護者が継続利用要介護者対象サービス・活動の継続利用を検討している場合には、継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者に対して、提供できるサービス・活動の内容について確認する。

あわせて、要介護者に対して、

- ① 介護給付を受けながら、引き続き継続利用要介護者対象サービス・活動を利用できること
- ② 継続利用要介護者対象サービス・活動が実施できる内容について説明した上で、改めて意向を確認する。【注】

- 介護支援専門員は、要介護者の継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、居宅サービス計画の原案に継続利用要介護者対象サービス・活動を位置付ける。

【注】

- 介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターは、要介護者の継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、介護予防ケアマネジメント計画等の原案に継続利用要介護者対象サービス・活動を位置付ける。
- 保健師やリハビリテーション専門職等は、必要に応じて要介護者を担当する介護支援専門員等のアセスメントに同行し、介護給付や継続利用要介護者対象サービス・活動の適切な選択・利用に向けての助言を行う。
- 継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者は、必要に応じてサービス担当者会議に参加し、必要な情報を提供する。

（3） 地域包括支援センターによる支援

- 地域包括支援センターは、介護給付や継続利用要介護者対象サービス・活動の適切な選択・利用に向けて、要介護者を担当する介護支援専門員のアセスメントに同行するほか、サービス担当者会議に参加する。
- 市町村や地域包括支援センターは、多職種で構成される地域ケア会議において、必要な支援方策の検討を行う。
- 地域包括支援センターや生活支援コーディネーターは、介護支援専門員や継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者との定期的な情報共有や連携方法の確認を通じて、必要な支援方策の検討を行う。

(4) 利用者の状態変化等への対応

- 継続利用要介護者対象サービス・活動の実施者は、緊急時や状態変化時、長期欠席など利用状況の変化時において、事前に要介護者ごとに整理した連絡・相談先を用いて対応する。【注】
- 介護支援専門員等は、モニタリングを通じて要介護者の状態変化等に留意する。【注】
- 介護支援専門員等は、要介護者に状態変化が見られる場合には、改めてアセスメントを行い、要介護者の意向を十分に踏まえた上で、必要な対応(※)を行う。【注】

(※) 継続利用要介護者対象サービス・活動の利用に関する助言、介護給付の内容の見直し 等